



「永年勤続表彰金」は社会保険における報酬等に該当するか？

※報酬等に該当する場合は、基本的に“賞与支払届”の提出が必要となります。

長期の勤続を功勞として称賛し、また、促進したいと考える企業は多くあるかと思ます。

これまでは、日本年金機構の内部では報酬等に“該当する”というものと“該当しない”とする資料（疑義照会）がありました。今回、報酬等に該当するか否か、その取扱いが以下の通りQ&Aの形で明確化されました。



【問】 事業主が長期勤続者に対して支給する金銭、金券又は記念品等（以下「永年勤続表彰金」という。）は、「報酬等」に含まれるか？

【答】 永年勤続表彰金については、企業により様々な形態で支給されるため、その取扱いについては、名称等で判断するのではなく、その内容に基づき判断を行う必要があるが、少なくとも以下の要件を全て満たすような支給形態であれば、恩恵的に支給されるものとして、**原則として「報酬等」に該当しない。**ただし、当該要件を一つでも満たさないことをもって、直ちに「報酬等」と判断するのではなく、**事業所に対し、当該永年勤続表彰金の性質について十分確認した上で、総合的に判断すること。**

★永年勤続表彰金における判断要件

- ① 表彰の目的：企業の福利厚生施策又は長期勤続の奨励策として実施するもの。なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が付与されるような場合は、より福利厚生としての側面が強いと判断される。
- ② 表彰の基準：勤続年数のみを要件として一律に支給されるもの。
- ③ 支給の形態：社会通念上いわゆるお祝い金の範囲を超えていないものであって、表彰の間隔が概ね5年以上のもの。

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230629T0010.pdf>

その他トピックス

①賞与を新設した場合の社会保険料の取扱いが明確化 [改正点概要]

毎年7月2日以降に、賞与にかかる諸規定を新設した場合には、年間を通じ4回以上の支給につき客観的に定められているときであっても、次期標準報酬月額の時決定（7月、8月または9月の随時改定を含む）による標準報酬月額が適用されるまでの間は「賞与」として賞与支払届の対象となる。
※この事務連絡の改正は、従来の取扱いが変更されたものではない。

⇒ <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2023/202306/061302.html>

②業務で自動車運転をする際の検知器によるアルコール チェック義務化 2023年12月施行へ

2023年12月より、アルコール検知器使用義務化規定を目視等義務化規定に読み替える規定を削除し、アルコール検知器によるアルコールチェックが義務化された。

⇒ <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/index-2.html>

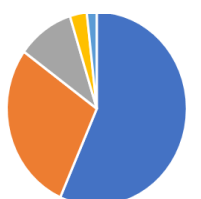
③変わりつつある整理解雇についての風向き

近年、ユナイテッド・エアラインズ・インク事件（令和3年12月判決）とクレディ・スイス証券事件（令和4年4月判決）、カーニバル・ジャパン事件（令和5年5月29日判決）等、整理解雇を有効とする裁判例が立て続けに出るようになった。整理解雇に関する解雇規制が少しずつ変わってきているように思われる。

【参考】整理解雇の正当性と担保する4要素について

⇒ https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou

④2024年新卒採用
36.7%の企業が
前年比20%以上の
採用人数増加の計画
(東京商工会議所調べ)



- 同水準
- 大幅に増やす
- 増やす
- 減らす
- その他

7月は、3日間限定で対面無料セミナーを開催いたします！



人と組織を守り育て るセミナー

～社員の離職を防ぐために取り
組むべき2つのコト～

【対面型セミナー日時】

7月26日(水)～7月28日(金)
※各日13:00～15:00

【オンラインセミナー日時】

7月22日(土)～7月25日(火)
※収録セミナーによるオンデマンド視聴

【場所】

京都リサーチパーク1号館4F C会議室
【お申込み】(以下までご連絡ください！)
info@egaoworklabo.or.jp

今月の無料相談会

開催	日時・場所	備考
京都	日時：7/6(木) 13:00 - 17:00 場所：京都リサーチパーク 4号館3階 BIZ NEXT	※京都会場 次回8月の開催予定は 8/3(木) 13:00-17:00です。 ※ご予約不要です。お気軽にお越し 下さい。(BIZ NEXT受付へ)
大阪	日時：7/7(金) 13:00 - 15:00 場所：グランフロント大阪 北館7階「ナレッジサロン」 プロジェクトルーム E	※大阪会場 次回8月の開催予定は 8/4(金) 13:00-15:00です。 ※ご予約不要です。お気軽にお越し 下さい。(ナレッジサロン受付へ)
東京	日時：7/20(木) 10:00 - 17:00 場所：ビジネスエアポート東京	※要予約になります。事前に下記 問合せ先までご連絡下さい。

～発行元～

一般社団法人えがお・ワークラボ



代表理事 上田 恭子

(特定社会保険労務士、組織力診断士)

＜スタッフ：社労士5名、行政書士1名、職員13名＞

【本店】〒600-8815 京都市下京区中堂寺薬田町93 KRP4号館3階
TEL：(075) 352-2848 FAX：(075) 320-3689

【支店】 東京オフィス、大阪オフィス、松山オフィス

【HP】 <https://egaoworklabo.or.jp/>

【お問合せ先】 info@egaoworklabo.or.jp (えがお事務局)